

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年12月26日 午後3時  
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 33名

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 齊藤 信一 委員   | 2番 小林 六一 委員   |
| 3番 村井 善一郎 委員  | 4番 大桃 惣一郎 委員  |
| 5番 佐藤 満 委員    | 6番 金子 良助 委員   |
| 7番 鶴巻 純一 委員   | 8番 刈屋 一夫 委員   |
| 10番 坂井 和弘 委員  | 11番 藤田 吉則 委員  |
| 12番 大橋 正臣 委員  | 13番 山ノ内 正 委員  |
| 14番 川勝 勳 委員   | 15番 金子 純一 委員  |
| 16番 大竹 一雄 委員  | 17番 野水 敏秋 委員  |
| 18番 高山 博 委員   | 19番 安達 宰 委員   |
| 20番 森山 昭 委員   | 21番 西 光明 委員   |
| 22番 野崎 文夫 委員  | 23番 大竹 正信 委員  |
| 24番 小師 勉 委員   | 25番 五十嵐 俊雄 委員 |
| 26番 鶴巻 俊樹 委員  | 27番 武石 栄二 委員  |
| 28番 安達 英作 委員  | 29番 村山 佐喜雄 委員 |
| 30番 佐々木 包茂 委員 | 31番 長谷川 清一 委員 |
| 32番 清水 栄 委員   | 33番 熊倉 睦 委員   |

欠席委員 1名

35番 佐藤 裕 雄 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	金子 正 敏
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
農地係 副 参 事	竹 石 正 弘
主 任	樋 口 美 子

午後3時00分 開会及び開議

(午前3時00分 三條新聞社傍聴)

議長(大桃会長)

定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席33名、欠席1名です。会議が成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。1番、齊藤委員、34番、神子島委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(大桃会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(金子事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、33ページにありますように、新規設定が74件、34万8,087.69、再設定が124件、54万4,487.61、利用権移転が2件で、1万1,570、所有権移転が1件で、2,965であります。合計では201件、90万7,110.3であります。

戻りまして1ページをごらん願います。議案中の263番は、片口の農地10筆、2,965をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約250万円であります。

264番は、大面の農地1筆、5,011を新規により1年間利用権設定するものであります。

265番は、袋の農地2筆、1,768を新規により1年間利用権設定するものであります。

266番は、牛ヶ首の農地1筆、198を新規により2年間利用権設定するものであります。

267番は、代官島の農地1筆、1,031 を新規により2年間利用権設定するものであります。

268番は、大島の農地1筆、917 を新規により2年間利用権設定するものであります。

270番は、鶴田の農地1筆、2,046 を新規により2年間利用権設定するものであります。

271番は、塚野目3丁目の農地9筆、7,033 を新規により2年間利用権設定するものであります。

272番は、石上3丁目ほかの農地6筆、5,346 を新規により3年間利用権設定するものであります。

273番は、大宮新田の農地1筆、2,023 を新規により3年間利用権設定するものであります。

274番は、大宮新田の農地2筆、4,046 を新規により3年間利用権設定するものであります。

275番は、大宮新田ほかの農地5筆、8,536 を新規により3年間利用権設定するものであります。

276番は、塚野目ほかの農地5筆、4,555 を新規により3年間利用権設定するものであります。

277番は、吉田の農地7筆、1万2,003.39 を新規により3年間利用権設定するものであります。

278番は、福島新田の農地5筆、1万403 を新規により3年間利用権設定するものであります。

279番は、大面の農地1筆、4,189 を新規により3年間利用権設定するものであります。

280番は、笹岡の農地2筆、2,741 を新規により3年間利用権設定するものであります。

281番は、笹岡の農地1筆、1,959 を新規により3年間利用権設定するものであります。

282番は、笹岡の農地3筆、4,280 を新規により3年間利用権設定するものであります。

283番は、原の農地3筆、2,189 を新規により3年間利用権設定するものであります。

284番は、長沢ほかの農地10筆、8,091 を新規により3年間利用権設定するものであります。

285番は、上大浦の農地4筆、3,434 を新規により3年間利用権設定するものであります。

286番は、牛野尾の農地4筆、5,617 を新規により3年間利用権設定するものであります。

287番は、江口の農地3筆、4,269を新規により3年間利用権設定するものであります。

288番は、飯田の農地2筆、904を新規により3年間利用権設定するものであります。

289番は、井栗の農地1筆、2,769を新規により3年間利用権設定するものであります。

290番は、塚野目ほかの農地6筆、3,183.64を新規により5年間利用権設定するものであります。

291番は、新光ほかの農地8筆、6,184.61を新規により6年間利用権設定するものであります。

292番は、下保内の農地8筆、6,023を新規により6年間利用権設定するものであります。

293番は、吉田の農地14筆、6,377.14を新規により6年間利用権設定するものであります。

294番は、袋の農地2筆、4,218を新規により6年間利用権設定するものであります。

295番は、如法寺の農地2筆、4,518を新規により6年間利用権設定するものであります。

296番は、岡野新田ほかの農地6筆、1万5,783を新規により6年間利用権設定するものであります。

297番は、福島新田の農地1筆、4,998を新規により6年間利用権設定するものであります。

298番は、矢田の農地1筆、981を新規により6年間利用権設定するものであります。

299番は、吉野屋の農地1筆、1,338を新規により6年間利用権設定するものであります。

300番は、大面の農地1筆、1,722を新規により6年間利用権設定するものであります。

301番は、山王西の農地1筆、2,000を新規により6年間利用権設定するものであります。

302番は、長野の農地4筆、7,641を新規により6年間利用権設定するものであります。

303番は、北五百川の農地5筆、1,108.91を新規により6年間利用権設定するものであります。

304番の1は、若宮新田の農地3筆、5,212を新規により7年間利用権設定するものであります。

305番の1は、新堀ほかの農地3筆、9,414を新規により7年間利用権設定するものであります。

306番の1は、若宮新田の農地8筆、4,004.91を新規により7年間利用権設定するものであります。

307番の1は、若宮新田の農地1筆、509を新規により7年間利用権設定するものであります。

308番の1は、若宮新田の農地12筆、5,329.61を新規により7年間利用権設定するものであります。

309番の1は、若宮新田の農地2筆、3,101を新規により7年間利用権設定するものであります。

310番の1は、新堀の農地2筆、2,991を新規により7年間利用権設定するものであります。

311番は、長沢の農地2筆、1,776を新規により7年間利用権設定するものであります。

312番の1は、一ツ屋敷新田の農地6筆、7,010を新規により10年間利用権設定するものであります。

313番の1は、福島新田ほかの農地3筆、9,705を新規により10年間利用権設定するものであります。

314番の1は、福島新田の農地2筆、3,864を新規により10年間利用権設定するものであります。

315番の1は、金子新田ほかの農地9筆、8,735を新規により10年間利用権設定するものであります。

316番は、白山新田の農地1筆、6,641を新規により10年間利用権設定するものであります。

317番は、柳場新田の農地4筆、4,209を新規により10年間利用権設定するものであります。

318番は、柳沢の農地2筆、3,847を新規により10年間利用権設定するものであります。

319番は、東大崎1丁目の農地6筆、8,531を新規により10年間利用権設定するものであります。

320番は、上保内の農地2筆、776を新規により10年間利用権設定するものであります。

321番は、白山新田ほかの農地3筆、3,500を新規により10年間利用権設定するものであります。

322番は、吉田の農地3筆、2,909を新規により10年間利用権設定するものであります。

323番は、袋の農地5筆、7,876を新規により10年間利用権設定するものであります。

324番は、長嶺の農地3筆、3,568を新規により10年間利用権設定するものであります。

325番は、月岡の農地26筆、9,927 を新規により10年間利用権設定する  
ものであります。

326番は、月岡の農地2筆、359 を新規により10年間利用権設定するもの  
であります。

327番は、上須頃の農地13筆、1万1,516 を新規により10年間利用権設  
定するものであります。

328番は、上大浦の農地1筆、1,021 を新規により10年間利用権設定す  
るものであります。

329番は、上大浦の農地13筆、9,053 を新規により10年間利用権設定す  
るものであります。

330番は、北五百川の農地6筆、4,106 を新規により10年間利用権設定す  
るものであります。

331番は、北五百川の農地4筆、1,194.48 を新規により10年間利用権  
設定するものであります。

332番は、荒沢の農地3筆、1,350 を新規により10年間利用権設定するも  
のであります。

333番は、東裏館2丁目の農地1筆、1,011 を新規により10年間利用権設  
定するものであります。

334番は、月岡の農地8筆、2,773 を新規により10年間利用権設定するも  
のであります。

335番は、鶴田の農地4筆、5,969 を新規により10年間利用権設定するも  
のであります。

336番は、新光ほかの農地14筆、1万1,442 を新規により10年間利用権  
設定するものであります。

337番は、新光ほかの農地14筆、1万1,844 を新規により10年間利用権  
設定するものであります。

338番は、笹岡の農地1筆、1,579 を新規により10年間利用権設定するも  
のであります。

次の339番から31ページの461番までの123件につきましては、再設定であ  
りますので、説明を省かせていただきます。

32ページ、462番と463番の2件につきましては、利用権移転であります。

次の464番は、使用貸借権の再設定であります。

34ページの304番の2から36ページの315番の2までの枝番がついておりま  
す11件、5万9,875.52 につきましては、農用地利用集積円滑化事業で新規  
により7年から10年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1番と枝番2番は連  
動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1  
8条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第2調査部会長さんは、西代理の隣に着席願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、12月22日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定74件、再設定124件、利用権移転2件、所有権移転1件、合計件数201件、面積にして90万7,110.3で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、39ページにありますように、競落報告分を含めて18件の申請で、合計3万1,388.9となっております。

それでは、戻りまして、37ページの61番から順に説明申し上げます。

議案中の61番は、塚野目地内の農地5筆、7,059を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり450万円であります。

62番は、下保内地内の農地1筆、456を譲り受け人が経営規模拡大により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約150万円であります。

63番は、吉田地内の農地1筆、138を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約80万円であります。

64番は、南中地内の農地1筆、2,972を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり75万円であります。

65番から70番は、譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

71番は、一ツ屋敷新田地内の農地5筆、180.9を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、同一世帯内贈与するものであります。

72番は、上大浦地内の農地1筆、42を譲り受け人が相手の要望により贈与で取得するものであります。

73番は、上大浦地内の農地1筆、324を譲り受け人が相手の要望により贈与で取得するものであります。

74番は、上大浦地内の農地3筆、200を譲り渡し人が相手の要望により贈与するものであります。

75番は、上大浦地内の農地1筆、438を譲り渡し人が相手の要望により贈与するものであります。

76番は、大平地内の農地5筆、3,378を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者に20年間使用貸借権を設定するものであります。

77番は、長野地内の農地17筆、8,878を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者に20年間使用貸借権を設定するものであります。

以上17件が今月申請分であります。

また、競落報告分が1件あります。78番は、福島新田地内の農地1筆、3,809を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10アール当たり約80万円あります。また、本件は9月総会の附帯決議によりまして、12月1日付で許可済みであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。



それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、交換によるもの6件、贈与によるもの5件、使用貸借によるもの2件、合計件数17件、面積にして2万7,579.9で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として1件、3,809の報告があります。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、40ページにありますように1件、529であります。

議案中の21番は、東本成寺地内の土地2筆、529について、売買により取得し、変更目的を宅地分譲、3区画敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約2万5,000円であります。場所につきましては、市立南小学校南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして529で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、41ページに記載してありますように2件の申請で、合計1,246であります。

議案中の13番は、麻布地内の農地2筆、256を貸駐車場10台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、麻布ふれあいセンター南側付近で、農用地区分は第2種農地に該当しております。

14番は、西大崎2丁目地内の農地1筆、990を貸駐車場30台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、老人福祉施設「こころづくし」北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積

にして1,246で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、44ページに記載してありますように11件の申請で、合計1万4,054であります。

それでは、戻りまして、42ページの68番から順にご説明いたします。

議案中の68番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

69番は、須頃3丁目地内の農地1筆、912を売買により取得し、共同住宅1棟、駐車場18台分及び通路に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、北陸高速自動車道三条燕インター東側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

70番は、西大崎1丁目地内の農地1筆、1,008を売買により取得し、宅地分譲地9区画及び通路等敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約2万円あります。場所につきましては、三条信用金庫大崎支店西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

71番は、南四日町3丁目地内の農地1筆、955を売買により取得し、駐車場16台分及び緑地敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約2万9,000円あります。場所につきましては、消防署南分遣所北側付近で、農用地区分は

第3種農地に該当しております。

72番は、西本成寺2丁目地内の農地2筆、1,007 を売買により取得し、既存敷地と一体利用し、倉庫1棟及び通路等敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、嵐南のメッキ団地北東付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

73番は、直江町4丁目地内の農地9筆、5,743 を売買により取得し、工場1棟及び駐車場101台分等敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、旧斎場の南東側で、国道8号線を越えた直江排水路わきで、農用地区分は第3種農地に該当しております。

74番は、柳沢地内の農地2筆、211 を売買により取得し、駐車場7台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約9,000円であります。場所につきましては、県立三条テクノスクール東側で自社隣接地で、農用地区分は第2種農地に該当しております。

75番は、須頃3丁目地内の農地1筆、770 を使用貸借権の設定により取得し、共同住宅2棟14世帯及び駐車場14台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、北陸高速自動車道三条燕インター東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

76番は、帯織地内の農地1筆、56 を売買により取得し、車庫1棟及び物置1棟敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約2万2,000円であります。場所につきましては、市立大面小学校付近で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

77番は、曲淵2丁目地内の農地3筆、2,708 を売買により取得し、宅地分譲地12区画及び通路敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1当たり約1万3,000円であります。場所につきましては、曲淵集会所南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

78番は、笹岡地内の農地1筆、155 を賃借権の設定により取得し、露天駐車場敷地に利用したいものです。場所につきましては、笹岡下組公民館付近で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして11件、面積にして1万4,054 で、70番、72番、73番、77番の現地調査を含む書類

審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申のあった後に許可といたします。

では、第2調査部会長さん、ありがとうございました。自席のほうに。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

来年1月の調査部会は、第1調査部会の調査になっております。1月26日9時より厚生会館第2集会室を予定しておりますので、関係の方、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は1月31日火曜日午後3時を予定しております。なお、午後6時からおゝ乃で新年会を予定しておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時 5 1 分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 1 番）

議事録署名委員（ 3 4 番）